

中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト

環境影響評価方法書に関する補足資料

< 補足資料内容 >

- 9. 大気質の環境保全目標について（建設機械の稼働）…………… p. 1
- 10. 実験に関する管理等について…………… p. 2

平成 29 年 11 月 28 日

中外製薬株式会社

補足資料9 大気質の環境保全目標について（建設機械の稼働）

環境基本法において、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準は表 9-1(1)に示すとおりです。

また、中央公害対策審議会より示された、二酸化窒素に係る短期暴露指針値は表 9-1(2)に示すとおりです。

表 9-1(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。

資料：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日、環境庁告示第 38 号）
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示第 25 号）

表 9-1(2) 二酸化窒素に係る短期暴露指針値

物質	環境上の条件
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値が 0.1～0.2ppm 以下

資料：「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（中央公害対策審議会、昭和 53 年 3 月 22 日答申）

上記等を踏まえ、建設機械の稼働に係る大気質の環境保全目標は、表 9-2 に示すとおり設定します。

表 9-2 環境保全目標（大気質：建設機械の稼働）

区 分	環境保全目標
【工事中】建設機械の稼働	<p>二酸化窒素、浮遊粒子状物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年平均値：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。 ・日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間 98%値が 0.06ppm、浮遊粒子状物質は日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³を超えないこと。 ・1 時間値：二酸化窒素 0.2ppm、浮遊粒子状物質 0.20mg/m³を超えないこと。

補足資料10 実験に関する管理等について

実験に関する管理にあたっては、安全管理規程の策定、安全管理体制の構築、社内教育・研修を実施する計画です。既存の弊社研究所（富士御殿場研究所ならびに鎌倉研究所）においては、表 10-1 に示す運用等を行っており、本事業の新施設においても同様に安全に関する対応を図ってまいります。

表 10-1 既存研究所における主な安全管理規程・体制等

項目	化学薬品関連	R I（放射性同位体）関連	微生物・遺伝子組換え生物関連	動物関連
主な安全管理規程	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質を使用する実験の安全管理規程 ●毒劇物管理規程 ●麻薬・覚醒剤・向精神薬等管理規程 	<ul style="list-style-type: none"> ●放射線障害予防規程 	<ul style="list-style-type: none"> ●遺伝子組換え生物等使用実験の安全管理規程 ●バイオハザード安全管理規程 	<ul style="list-style-type: none"> ●実験動物の飼育と使用に関する指針 ●飼育管理に関する規程 ●獣医学的管理に関する規程 ●動物実験方法に関する規程 ●動物実験施設に関する規程
主な安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ●ケミカルハザード委員会（ケミカルハザード委員会規程） 	<ul style="list-style-type: none"> ●放射線安全委員会（放射線障害予防規程） 	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオセーフティ委員会（バイオセーフティ委員会規程） 	<ul style="list-style-type: none"> ●実験動物の飼育と使用に関する委員会（通称：IACUC）（IACUC に関する規程）
主な社員教育・研修	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質の取扱いに関する説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ●法定教育訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●遺伝子組換え実験研修 ●実験室立入者研修 ●バイオハザード実験従事者研修 ●ケアテーカー研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●IACUC 年次講習 ●動物実験従事者、実験責任者、ケアテーカーコース等、専門性に応じた教育訓練
その他マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ●研究本部運用マニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全作業基準 ●放射線防護措置要領 ●定期点検の点検項目 ●地震等の災害時における点検項目 ●緊急時対応マニュアル ●R I 緊急連絡通報体制図 	<ul style="list-style-type: none"> ●遺伝子組換え動物の拡散防止マニュアル ●緊急時報告フロー 	<ul style="list-style-type: none"> ●実験動物施設の緊急時対応手順 ●異常発生時の対応フロー
参照している法令等	<ul style="list-style-type: none"> ●毒物及び劇物取締法 ●麻薬及び向精神薬取締法 ●覚せい剤取締法 ●労働安全衛生法 ●特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ●放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 ●放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令 ●放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ●遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ●実験室バイオセーフティ指針（第 3 版）（WHO） ●感染性物質の輸送規則に関するガイダンス（国立感染症研究所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●動物の愛護及び管理に関する法律 ●実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省） ●厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 ●動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議） ●The Guide for the Care and Use of Laboratory Animals（AAALAC International）

注）既存の富士御殿場研究所ならびに鎌倉研究所における主な内容。

また、実験に関する排水等にあたっては、以下の対応を図ってまいります。

<実験に関する排水等に関する主な対応>

- ・一般的に実施する実験については、実施エリアを特定し、薬品を使用する研究を実施する建物のセキュリティを厳重に管理します。また関係法令等に基づき規定される薬品については、施錠管理できる薬品庫に収納し、さらにその室も施錠することにより、厳重に管理します。
- ・薬品類や廃棄物の保管場所については、必要に応じて耐薬品性床や防液堤、転倒防止策を図るなど対策を講じます。
- ・実験系排水管については、排水処理前の配管は地中埋設とせず、目視点検確認が可能な計画とするなど、土壌汚染防止対策を図ります。
- ・実験系排水については、生物系と化学系に分類し、排水処理設備にてそれぞれ適切な処理工程を経て公共下水道の放流基準以下として公共下水道へ放流、廃棄薬品・廃液は廃棄物処理会社に処理を委託します。排水については、定期的にモニタリング等を行い、管理を行います。
- ・中央監視室、防災設備、排水処理設備等については、停電時にも機能及び安全対策が維持できるよう非常電源対応とする計画です。